



水保第910号

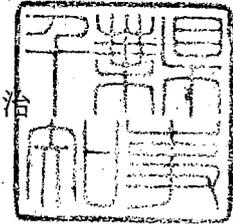
千葉県環境審議会 様

水質汚濁防止法に基づく事項について（諮問）

下記のことについて、水質汚濁防止法第21条第1項の規定により諮問します。

平成23年8月25日

千葉県知事 鈴木 栄治



記

諮問

- 1 水質汚濁防止法第4条の3の規定による「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」（案）について
- 2 水質汚濁防止法第4条の5の規定による「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」（案）について



千環審第13号  
平成23年9月1日

千葉県環境審議会  
水環境部会長 磯部 雅彦 様

千葉県環境審議会  
会長 田 畑 貞 寿



### 審議事項の部会への付議について

平成23年8月25日付け水保第910号で知事から諮問のあった下記事項について、千葉県環境審議会運営規程第5条の規定により、貴部会に付議しますのでよろしくご審議願います。

#### 記

- 1 水質汚濁防止法第4条の3の規定による「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」(案)について
- 2 水質汚濁防止法第4条の5の規定による「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」(案)について